議第8号

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正しようとする。

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 正 前 改 IE. 後 (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 (略) 第6条 (略) (安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利 用者の安全の確保を図るため、放課後児童健 全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育 成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等 に対する事業所外での活動、取組等を含めた 放課後児童健全育成事業所での生活その他の 日常生活における安全に関する指導、職員の 研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業 所における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置 を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し 、安全計画について周知するとともに、前項 の研修及び訓練を定期的に実施しなければな らない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安 全の確保に関して保護者との連携が図られる よう、保護者に対し、安全計画に基づく取組

の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安

画の変更を行うものとする。

全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利 用者の事業所外での活動、取組等のための移 動その他の利用者の移動のために自動車を運 行するときは、利用者の乗車及び降車の際に 、点呼その他の利用者の所在を確実に把握す ることができる方法により、利用者の所在を 確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、 放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や 非常災害の発生時において、利用者に対する 支援の提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下この条において「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計画に従 い必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し 、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう 努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業 務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うよう努めるものとす る。

(衛生管理等)

第13条 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

(衛牛管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童 | 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童

健全育成事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置</u> を講ずるよう努めなければならない。 健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

3 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の 規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」 と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項 中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。